

徳院和尚曰く、夫人歸俗後五十回忌に當り、野端山へ轉墓あり。其の遺跡は今天徳院開山和尚の墓地にて、六地藏ある處と傳言すと云ふ。平次按ずるに、三壺記に、御遺骸を納め奉り、八月八日三十五日に當り、此の日を御葬送と相究めさせ給ひ、小立野今の御墓所に三間四方に九品蓮臺の火屋を建て、此の地にて火葬になし奉れるよし記載す。今の御墓所とは即ち小立野上野の地をいへり。本藩略譜に、元和八年七月三日逝去。葬于小立野上野。寛文十年に至り其の年曆四十九年なり。思ふに翌十一年七月五十回忌の忌辰に相當するにより、其の前年に石川郡野田山の廟所へ改葬し給ひたるものなり。故に三州志にも、五十回忌に當り野端山へ轉墓と記載す。野端山は今云ふ野田山をいへり。

○勢之助君整居跡

本藩略譜に云ふ。讓國公之三男勢之助利和君、享保二十年九月十七日生于江戸。生母江戸芝神明神職、鐫木内膳政幸女、後稱眞如院。寛延二年四月至于金澤。在故整居于小立野上野。寶曆九年三月廿三日卒、年廿五。葬于天徳院境内。年譜に、寛延二年四月十三日勢之助殿金澤へ御着、上野村

領横山大和守下屋敷之續きに、是より前離邸を被建置、御着當日直に淺野川橋より小島屋町・材木町・馬坂より與力町通り、禁錮の離邸へ御入被成、御抱守並に組外番頭等御用を辨す。禁錮門之縮方は徒横目動番す。門内へは從者等不入、取次出向諸事取捌。とあり。越路鏡といへる冊子に云ふ。小立野石引町の末天徳院の境外に座鋪を建て、塀を二重に築きて、嚴しく番を付けられける。又年譜には、寶曆九年三月廿三日辰刻勢之助殿死去也。寛延二年四月江戸より被歸、小立野上野に逼塞幽閉、今年迄十一年也。廿九日葬送、天徳院境内に納む。とあり。其の舊地は天徳院の後、地、里人新屋敷共、或はひちじばりとも字し、今悉く畑と成りたりと云ふ。

○眞如院傳話

勢之助君の生母なり。謙徳公年譜に云ふ。延享四年十二月十八日大槻内藏允知行被召放、居屋敷取揚に成り、内瀬内藏助宅に禁錮、追而五ヶ山流刑之旨申渡す。翌寛延元年七月十一日八十五郎殿江戸より金澤へ御歸着、眞如院殿同道、金谷御殿の直に被爲入。同月十六日於金谷御留守居物頭

長瀬五郎右衛門を以、眞如院殿手前御吟味之趣有之。金谷之内板圍に入れ、勤番定番御徒守之。召仕之女共は、於公事場吟味也。大應公御急死之趣に付、張本人之故とぞ。同類女中於江戸吟味、白狀之上金澤へ來る。貸屋に禁錮、追而竊に殺害被命。眞如院は後今井屋敷に禁錮被命、寛延二年二月幽死。于時四十三歳。小立野經王寺境内に送り埋むとありて、于今經王寺境内卯塔場に墳墓有之。俗傳に、此の墓地にて蛇食になし、生きながら埋めたる墓なり。故に今以て蛇の穴多く有之など云ひ傳へたれど、妄誕なるべし。越路鏡などいへる大槻が事を記載せし冊子共に、大槻内藏允出頭たりし比、吉徳卿の寵妾おていの方と密通しけるに、勢之助君出生ありしかば、此の君を主君にせんと、吉徳卿薨逝後、世子宗辰君家督し給ふ處、江戸邸に於て眞如院と謀り毒害す。故に御舍弟重熙君家督し給ひけるに、此の君をもまた毒害せんと謀りける處、其の事露顯し、眞如院及び勢之助殿をば禁獄せられたり。右大槻内藏允と眞如院との隠謀悉く露顯しけるは、老女淺尾が白狀に依りてなり。淺尾は既に重熙君を再び害せんと、眞如院の密旨を以てそ

の事を謀りけるゆゑ、殊更重罪の者也。蛇食と云ふ刑に行はれる筈に定りけり。是いにしへもかゝる事の有りし時、此の刑に行はれたり。故に今度も先例に任せらるべき處、淺尾は禁錮の内にて舌を喰ひ切り牢死すとも、斷食して死すともいへり。或は云ふ、蛇食の先例をいへるは、利常卿の小君天徳夫人の御局なる婦人、容儀宜敷、利常卿竊に召仕はれるに、右婦人寵幸に往く預からんと、天徳夫人へ毒を指上げ、夫れが爲に遂に元和八年七月逝去し給へり。利常卿甚だ怒り給ひ、江戸へ伺ひ給ふに、如何様共處分勝手次第との事にて、翌九年の夏津田三左衛門と云ふ小将組に被仰付、御局を蛇食に被仰付御成敗也。と關屋政春古兵談に見ゆ、菅家見聞集には、九年八月下旬蛇食の罪科に被行とあり。其の巨細は新堂形の條に載せたり。然るを今世人眞如院を蛇食に行はれたりといへるは、彼の天徳夫人の局の話より移りたる也と云ふ。

○貝 燒 場

元祿九年の地子町肝煎裁許付に、石引町後町・同末貝燒場とあり。此の地名後絶えたりけん、詳がならず。或は云ふ。